

令和4年度 第3回北広島市上下水道事業経営審議会

日 時：令和4年10月12日（水）10：00～11：45

場 所：北広島市役所3階 会議室3D

出席者：（委 員）

高橋会長、細谷副会長、関谷委員、田中委員

原口委員、檜山委員、廣上委員、吉岡委員（8名）

（事務局）

人見水道部長、木村経営管理課長、佐々木水道施設課長、

藤本下水道課長兼アクア・バイオマスセンター長、中田経営管理課主査、

鈴木経営管理課主査、名和経営管理課主任（7名）

傍聴者：0名

≪議事概要≫

1 市長挨拶（10時00分）

2 諮問

水道水利用促進対策について

市長から審議会へ諮問

3 開会

4 会議成立報告

事務局：委員の半数以上出席により、会議成立を報告

5 議事録署名委員の指名

高橋会長より原口委員を指名

6 審議案件

(1) 下水道使用料の基本水量制廃止について（第2回審議会から継続審議）

事務局より説明

〈質疑応答・委員からの意見等〉

委員 A：反対ということはない。収支を踏まえた金額であり妥当だとは思いますが、月に200円の減額に対してメリットを感じない方が多いのではないかと。無理があるのかもしれないが、使えば使うほど使用料が安くなる制度というものはないのか。

事務局：下水を使えば使うほど、施設には負荷がかかることとなるため、使用料は高くなるように設定している。減額のメリットという点では、高齢者や学生など経済的に苦しい方は基本水量内に収まっている場合が多いと考えられることから、今回の提案となっている。

委員 B：提案内容で問題ないと思う。ただ、一般家庭よりも工業関係を少し値上げし、一般家庭については下げるという方が良いのではないかと。と思う。

委員 C：結論としては賛成。今後の下水道施設の更新費用について心配をしていたが、これまで見込んでいなかったレジデンス等の収入があるということで、賛成である。

委員 D：10円でも安くなることはありがたく、賛成。札幌から引っ越してきた方は、北広島の水道料金が高いと感じている場合が多く、その点についてはもう少しPRが必要だと感じている。

委員 E：節水努力に関して質問したい。漁川ダム貯水量が危機的状況であるとか、アクア・バイオマスセンターの汚水処理能力が限界であるなどの状況はあるのか。

事務局：状況としては、そのようにはなっていない。どちらも余裕がある状況である。

事務局：節水努力は、物価上昇が続く中、節水が市民生活の中に定着してきている現状を示しており、節水を求めているわけではない。

委員 E：今回の提案については、反対ではない。ただし、ボールパーク開業から3年後に実施すべき。理由としては、三井アウトレットパークでは、開業直後は水量が増えたものの、地下水の利用などにより、水量が落ちたという経緯がある。収入は少なく、支出は多く見積もることが安定経営というものであり、3年程度は様子を見てほしい。今後の収入増の見込みが年830万円、基本水量制廃止によるマイナスが770万円で、1年でわずか60万円のプラスであれば、この830万円を2、3年プールし、市職員の方が新しい技術・知識の習得のために投資した方がよいのではないかと考えている。大枠としては賛成だが、時期は見てほしいというところでの意見である。

委員 F：前回同様、賛成。理由としては3点ある。まず、現在の生活実態に対応しており、日本水道協会が発行している「料金の算定要領」の中でも、基本水量制による不公平感は解消するのが望ましいとされ、下水道についても同時に解消すべきだと提言されている中で、それに沿った対応に北広島市では積極的に取り組んでいると考えられることである。2点目は、減収分の財源として、収入が確保されることが確認できたことである。3点目は、経費回収率について、100%以上を保てるという説明があったためである。以上の3点から提案に賛成する。

委員 G：今回の説明の中で、基本水量制廃止による減収を上回る収入が見込まれるとのことであり、提案の内容で賛成である。

委員 H：今回の提案については、先送りすべきという意見を付帯意見として、経営審議会としては概ね妥当という結論で方針をまとめたいと思う。

(2) 水道水利用促進対策について（諮問案件）

事務局より説明

〈質疑応答・委員からの意見等〉

委員 F：大口使用者の定義について、月に何 m^3 以上を大口使用者と考えているのか。

事務局：特段定義付けを行っていない。こういった基準で大口使用者を定義するの
も含め、議論をしていただきたい。

委員 F：そこをスタートラインとして、共通認識として持っておいた方が良いと思
う。資料を読むと月に千 m^3 以上を大口使用者と考えているように読めたが、
現時点での定義はしていないという理解でよいか。

事務局：今回の提案の趣旨は、地下水を利用している方に水道を使用してもらうとい
うこと。地下水から切り替えてもらえる方に対しては、料金を安くしても良
いと考えているが、あまり少ない使用量の方まで対象とすると効果が出ない
ことも想定され、千 m^3 というのは一つの目安になると考えている。

委員 F：地下水利用者としても、対象となる使用量がどの程度となるのかは重要な部
分なので、しっかり整理しておいた方が良いと思う。

委員 E：地下水利用の上位 20 件すべてが水道水に切り替わった場合でも、企業団の供
給能力に不安はないのか。

事務局：現時点で特に問題はないと考えており、ボールパークの開業で増加する水量
にも十分対応できる見込みとなっている。

委員 E：札幌ドームでは、一日当たりどのくらいの水量が使われているのか。

事務局：札幌ドームの資料はないが、他の球場でいうと一日当たり 700 m^3 というデー
タがある。

委員 C：地下水対策の先行自治体が、その効果をどのように考えているのか。また、
バックアップ目的で水道水を利用する場合に負担金制度を導入したもの、
数年後に制度を廃止したとあり、その理由として考えられることがあれば教
えてほしい。

事務局：バックアップ目的での負担金制度は、導入自治体で任意の契約という形とし
ている。金額は、年 35 万円から 700 万円程の負担金となっている。企業に
よって、契約する場合と契約をしない場合があり公平性が図られなかったこ
とが制度廃止の要因となっており、制度開始から 7 年ほどで廃止としたと聞

いている。先行自治体における導入効果については、アンケートの結果では、回答 17 件のうち 6 件は、「水道料金の増加が見られた」となっているが、「具体的な効果が把握できていない」という回答の方が多かった。

委員 E：他の自治体で、地下水の揚水制限をしたという参考になる条例はないのか。

事務局：水道水の利用促進のための揚水制限はできていない状況にある。ただ、日本水道協会を通して、毎年国に地下水の揚水制限ができないか要望を行っている。

委員 H：特例料金が適用される使用量について、3,000 m³という数字が出ているが、このように特例料金が適用される使用量を多く設定する意味はなぜか。

事務局：特例料金が適用される使用量を下げて設定することは可能だが、その場合水道料金が減収となってしまうため、水道水の使用料を増やしてもらえらば、特例料金が適用となるよう 3,000 m³に設定にした。

委員 D：地盤沈下への影響を考慮して地下水の制限を行う例があるようであるが、北広島市は、その点は問題ないのか。また、バックアップ目的の水道使用に対する負担金については、北広島市では導入を考慮しているのか。

事務局：地盤沈下については、北広島市ではそのような話は聞いていない。本州の大きな都市では、地盤沈下が問題となっていると思われる。負担金については、道内では廃止した自治体があり、本州では導入している都市もある。北広島市では、今後新たに負担を求めていくよりも、割引制度の導入により水道水の利用を促していく方が、事業者との関係も円満になるのではないかと考えている。

委員 H：特例料金を導入するとした場合、既存の料金体系との関連性はうまく整理していけるのか。

事務局：現在、水道水を利用していない方に新規に使っていただくというのが今回の特例料金制度導入の趣旨であり、現状の料金体系は考慮していない。対象者はあくまで新規使用者であり、既存の料金体系は度外視している。

委員 E：次回の資料になると思うが、大口使用者の定義として使用水量によっては割

引率も変わると思われる。3,000 m³を使う企業はほとんどいないと思うので、現実的には1,000、1,500、2,000 m³でそれぞれ割引率を試算してほしい。現在、地下水を利用している企業は、地下水の揚水設備を大きな金額で設置し、減価償却しているので、それくらいの量で考えていかないと、手を挙げる企業は少ないのではないかと。

事務局：1,500 m³や1,000 m³まで下げると、大幅な減収となってしまうことから採用が難しい。3,000 m³という数字も現時点では適用となる企業はないかもしれないが、今後5年後、10年後の可能性として北広島市に5,000 m³を使うような企業が新規に出た場合、この制度があることで利用してもらえる可能性も含めた提案と考えている。

委員 F：地下水の利用に関する問題は全国的な課題だが、北広島市では過去の審議会や議会でのどのような議論や、指摘、経緯や取組みがあったのかが分かると、議論がしやすいと思う。水道水の使用について、使用量の増加に伴って料金が高くなる逓増型のみとなっていたが、今回の特例料金の導入により逓減型との併用型となる。これ以外にも個別の契約や、バックアップ負担金のように固定費のみを回収するなど、様々な方策がある中で、なぜ逓増逓減併用型の制度を選んだのか、過去の経緯との繋がりが不明である。大口使用者の定義について基準の使用量をどうするかといった手法についての細かい議論になりがちだが、より大きな視点で根本的な議論を行うべきと考える。

事務局：この場に、過去の議論についての資料はありませんが、平成の終わり頃に企業向けのアンケートを行っており、課題としての認識はしていたものと思う。今回の地下水対策については、市の行財政改革に関する計画である「きたひろ未来ビジョン」の中で、自主財源の確保に位置付け、収入の増加を目指す一つの方策として提案を行ったものである。また、様々な手法の選択については、次回示したい。

委員 H：根本的な議論は大事なポイントと思われる。手法はいくつかある中で選択をしていくこととなるので、事務局には資料として整理していただきたい。ま

た、使用料の設定についてもシミュレーションを行っていただきたい。

委員 C：使用料金を安くすれば、地下水から水道水に転換するだろうという市の考え方は理解できるが、コストを理由として地下水を使い続けている企業は、水道水へ転換しない可能性が高い。地下水の揚水設備の耐用年数が15年から20年の法定耐用年数でも、実際はより長い期間使用しようと考えている。地下水を利用している企業に対しては、水道水への転換も大事ではあるが、メーターの交換費用などの固定費に当たる部分は、実費負担とすることが重要ではないか。大口の地下水利用者が本来負担すべき額がどのくらいあるかという資料があるとありがたい。

事務局：設備を延命化して法定耐用年数以上に使用するということは十分に考えられ、その部分も考慮し、制度を検討しなければ水道水への転換は進まないことも考えられる。また、特例料金の適用期間についても、無制限とする自治体や数年で終了とする自治体もあり、参考としながら制度を用意し、少ない企業数であっても、制度を利用してもらいたいと考えている。メーター交換費用などについても課題と考えており、別途検討したいと考えている。

委員 F：医療機関に限定して料金を減免するということは、現状考えていないということが良いか。医療機関は厚生労働省からの通知に基づき、災害時の水の確保のために井戸の設置が積極的に求められている部分があり、そのような施設に対する対応については別途検討するなど考えているか。

事務局：別途検討することは考えていないが、全量を地下水から水道水へ切り替えてもらうのではなく、併用でも構わないと考えている。水道水を使用していない場合に、少しでも使ってもらいたいと考えている。

委員 H：事務局には、次回より理解が深まるような資料を用意いただき、しっかりと議論のうえ、考えをまとめたい。

委員 H：今回の審議会では採択せず、次回の審議会で改めて審議することとする。

7 その他

事務局から西の里配水池のネーミングライツ募集開始について報告

8 閉会（11時45分）

以上、会議のてん末を記録し正確を期するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 事 録 署 名 委 員 _____